

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書	
令和7年6月18日	
東京都知事 殿	
提出者 住 所 東京都日野市日野台3-1-1 氏 名 日野自動車株式会社 代表取締役 小木曾 聡  (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号 042-586-5563	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	日野自動車株式会社 羽村工場
事業場の所在地	東京都羽村市緑ヶ丘3丁目1番地1
計画期間	令和7年4月1日から令和8年3月31日まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	輸送用機械器具製造業
②事業の規模	866,971,88万円/年 ※製造品出荷額24年度実績
③従業員数	5,098人
④産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1. の通り

（日本産業規格 A列4番）

## 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙2. の通り

## 産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	<b>【前年度（令和6年度）実績】</b>		
	産業廃棄物の種類	その他の汚泥	廃油
	排出量	1,128.45 t	85.43 t
	(これまでに実施した取組) 1. 環境保全取組みの中で、目標値の設定と実績報告の実施。 目標未達時は、原因究明と対策の実施。 2. 省資源、歩留り向上活動の実施。 3. 返却出来るものは、納入元へ返却する活動。 4. 分別精度を向上させ、廃棄物の一部有償化の実施。		
②計画	<b>【目標】</b>		
	産業廃棄物の種類	その他の汚泥	廃油
	排出量	1,128.45 t	85.43 t
	(今後実施する予定の取組) 取組みの継続		

## 産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・可燃ゴミ、RPF化ゴミ、金属屑、塗料カス、塗料汚泥、化成スラッジ、 廃油、油泥、排水汚泥、乾電池類（水銀含有電池と非含有電池）、蛍光管、 水銀灯、木屑、砥石屑、ガラス屑、等。 ・分別精度向上活動の実施。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・更なる分別精度向上活動を実施し、廃棄物の有償化と減容化につなげる。

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和6年度）実績】				
産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃プラスチック類	金属くず	ガラス陶磁器等くず
排出量	39.89 t	820.08 t	15.35 t	11.69 t
【目標】				
産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃プラスチック類	金属くず	ガラス陶磁器等くず
排出量	39.89 t	820.08 t	15.35 t	11.69 t

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項				
【前年度（令和6年度）実績】				
産業廃棄物の種類	レンガ破片など	石綿含有産業廃棄物	木くず	廃電池類
排出量	6.46 t	0.82 t	27.52 t	3.05 t
【目標】				
産業廃棄物の種類	レンガ破片など	石綿含有産業廃棄物	木くず	廃電池類
排出量	6.46 t	0.82 t	27.52 t	3.05 t

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	その他の汚泥	廃油
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	その他の汚泥	廃油
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	その他の汚泥	廃油
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	その他の汚泥	廃油
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t
(今後実施する予定の取組)			

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

## 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃プラスチック類	金属くず	ガラス陶磁器等くず
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃プラスチック類	金属くず	ガラス陶磁器等くず
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

## 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃プラスチック類	金属くず	ガラス陶磁器等くず
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃プラスチック類	金属くず	ガラス陶磁器等くず
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

## 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	レンガ破片など	石綿含有産業廃棄物	木くず	廃電池類
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	レンガ破片など	石綿含有産業廃棄物	木くず	廃電池類
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

## 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	レンガ破片など	石綿含有産業廃棄物	木くず	廃電池類
自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	レンガ破片など	石綿含有産業廃棄物	木くず	廃電池類
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## (第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	その他の汚泥	廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	その他の汚泥	廃油
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t
	(今後実施する予定の取組)		
産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和6年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	その他の汚泥	廃油
	全処理委託量	1,128.45 t	85.43 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1,128.45 t	82.91 t
	再生利用業者への処理委託量	1,121.57 t	82.91 t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	2.52 t
	(これまでに実施した取組)		

## (第4面) - 2

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

## 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃プラスチック類	金属くず	ガラス陶磁器等くず
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃プラスチック類	金属くず	ガラス陶磁器等くず
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

## 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃プラスチック類	金属くず	ガラス陶磁器等くず
全処理委託量	39.89 t	820.08 t	15.35 t	11.69 t
優良認定処理業者への処理委託量	39.89 t	296.39 t	- t	2.19 t
再生利用業者への処理委託量	39.89 t	203.47 t	- t	9.50 t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	616.61 t	15.35 t	- t

## (第4面) - 3

## 自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

## 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	レンガ破片など	石綿含有産業廃棄物	木くず	廃電池類
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 【目標】

産業廃棄物の種類	レンガ破片など	石綿含有産業廃棄物	木くず	廃電池類
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	- t	- t	- t	- t

## 産業廃棄物の処理の委託に関する事項

## 【前年度（令和6年度）実績】

産業廃棄物の種類	レンガ破片など	石綿含有産業廃棄物	木くず	廃電池類
全処理委託量	6.46 t	0.82 t	27.52 t	3.05 t
優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t	- t	3.05 t
再生利用業者への処理委託量	6.46 t	- t	27.52 t	3.05 t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

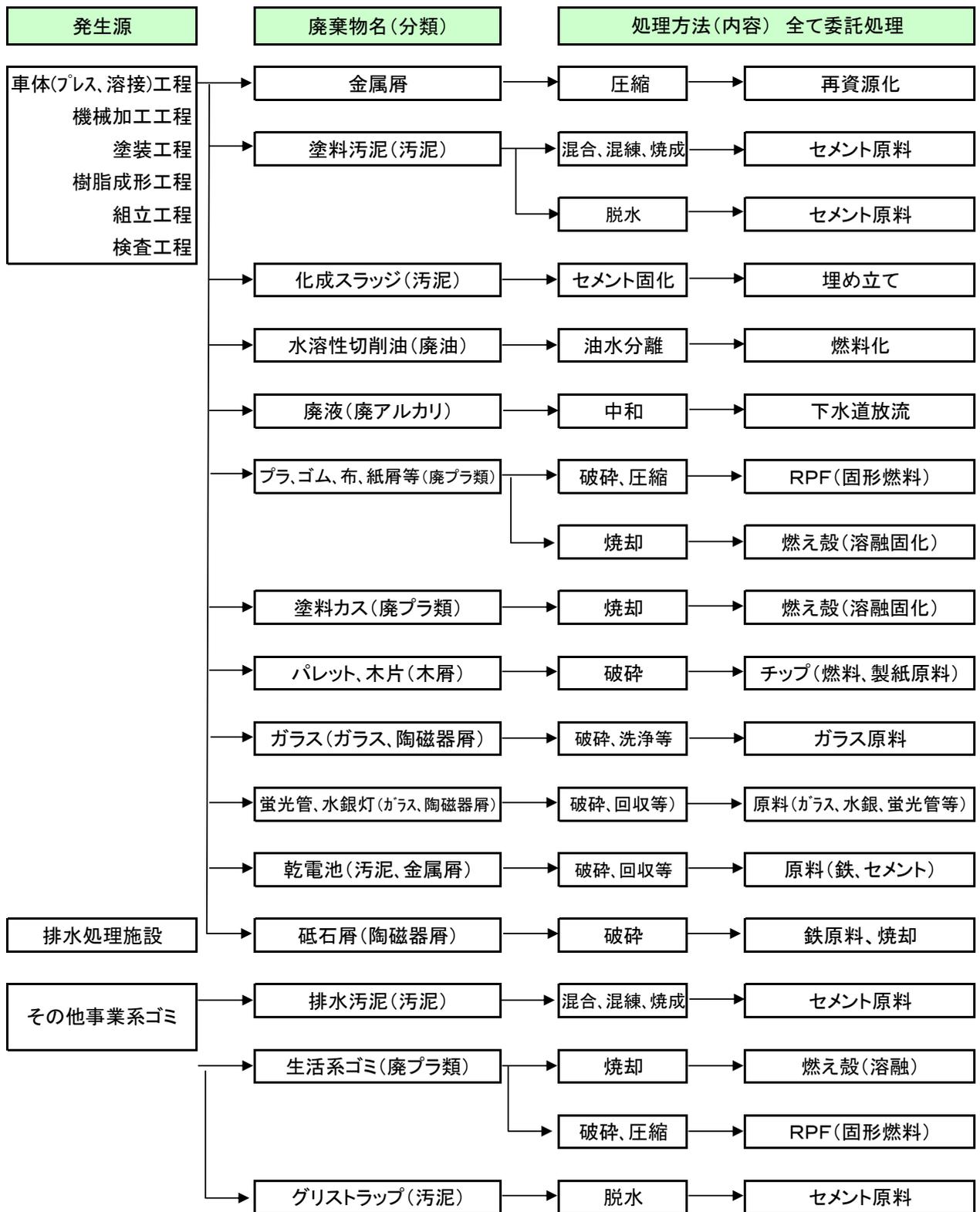
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	その他の汚泥	廃油
	全処理委託量	1,128.45 t	85.43 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1,128.45 t	82.91 t
	再生利用業者への処理委託量	1,121.57 t	82.91 t
	認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	2.52 t
	(今後実施する予定の取組)		
※事務処理欄			

【目標】				
産業廃棄物の種類	廃アルカリ	廃プラスチック類	金属くず	ガラス陶磁器等くず
全処理委託量	39.89 t	820.08 t	15.35 t	11.69 t
優良認定処理業者への処理委託量	39.89 t	296.39 t	- t	2.19 t
再生利用業者への処理委託量	39.89 t	203.47 t	- t	9.50 t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	616.61 t	15.35 t	- t

【目標】				
産業廃棄物の種類	レンガ破片など	石綿含有産業廃棄物	木くず	廃電池類
全処理委託量	6.46 t	0.82 t	27.52 t	3.05 t
優良認定処理業者への処理委託量	- t	- t	- t	3.05 t
再生利用業者への処理委託量	6.46 t	- t	27.52 t	3.05 t
認定熱回収業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	- t	- t	- t	- t

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
  - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
  - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
  - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。



## 別紙2) 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

環境管理統括者	羽村工場 工場長
廃棄物担当	組織名:ものづくり支援部安全環境室安全環境羽村グループ 人数:5人
役割	工場環境会議 ○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制・再生利用・中間処理・適正処理の推進など、計画的な廃棄物管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・議長:工場長 ・メンバー:関連部署部課長、他 ・事務局:ものづくり支援部安全環境室安全環境羽村グループ
	廃棄物管理責任者 ○廃棄物の処理処分に関する業務を統括 1. 工場から発生する廃棄物を適正に処理処分させ、また発生量の低減・再利用を推進 2. 廃棄物管理者の業務を統括し、また必要に応じて管理者へ指示を与える。 3. 廃棄物発生量状況の把握 (発生量・種類・発生場所・運搬量等) 4. 廃棄物の収集・分別・貯留・運搬の管理 5. 廃棄物の発生予測及び発生部署に対する処分処理方法等の指導 6. 廃棄物の運搬業者に対する指導及び適切な指示 7. 廃棄物の発生部署に対する発生量低減・再利用等の情報の伝達・指導及び、推進 8. 異常時の措置及び報告

